

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）（抜粋）

附則第 6 条

- 4 政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

原子力規制委員会設置等に関する件（衆議院附帯決議：抜粋）

- 三 原子力安全規制の専門的技術事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構の統合は、一体的な原子力安全行政の確保に不可欠であることに鑑み、統合のための法制上の措置が可能な限り速やかに行えるよう、関係の行政機関が一体となって取り組むこと。また、その職員の引継ぎに当たっては、現在の給与水準の確保及び専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実のための措置を行うこと。